



この表明は、現代奴隷法 2015 に従い、公開されています。

2021 年 3 月 31 日に終了する会計年度にミズノ株式会社とそのグループ（以下「ミズノ」という）がそのビジネスおよびサプライチェーンにおける現代の奴隷制と人身売買を防止するために講じた措置について説明します。

はじめに

ミズノは、“良いモノづくり”とは、商品が安全・安心で高品質であることはもちろん、その生産工程において人権、労働、環境面などが国際的な基準からみて適切であることが重要だと考えています。ミズノ製品の生産には、国内外の仕入先や委託先工場（以下サプライヤー）など多くのパートナーが関わっており、“良いモノづくり”にはサプライヤーとの協働が不可欠です。そのため、ミズノでは、サプライヤーとともに、法令遵守はもとより人権尊重、労働条件、安全衛生、環境保全などを監査し、問題があれば改善を図る「CSR 調達」に 2004 年から取り組んでいます。自社のモノづくりが工場働く人々や地域社会に与える影響を認識し、サプライヤーの方々に経営や労働環境の改善、生産効率化や競争力強化といったメリットをもたらすものとなるよう、また、地域社会にプラスの影響をもたらすものとなるよう、サプライヤーとの信頼と協働に基づく CSR 調達を推進しています "

組織の構成、事業内容及びサプライチェーン

ミズノグループは、ミズノ株式会社を中心として、子会社 24 社及び関連会社 9 社で構成されており、スポーツ品の製造及び販売を主な事業内容としております。

ミズノでは、様々な外部組織との協働を通じ、より良いスポーツ品の供給に努めています。

スポーツシューズ、スポーツウエアおよびゴルフクラブなどの製品を自社工場および委託先工場で製造しています。主要な委託先工場の所在国は、日本、中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピン、ミャンマー、カンボジアなどです。

ミズノではミズノ CSR 調達行動規範を遵守する CSR 調達活動を展開しており、その内容を理解していただいたうえで委託先工場における人権、労働安全衛生、環境などに問題があれば指摘をし是正を進める CSR 調達監査を行っています。ミズノは、177 以上の工場への CSR 監査を通して、環境や人権、労働慣行状況を確認するとともに、ミズノの CSR 調達行動規範の尊重を求めています。

奴隷及び人身売買に関するポリシー

ミズノグループは、サステナビリティ基本理念および SDGs 推進指針に基づき、社会的責任に関する手引きである ISO26000 をベースにサステナビリティ活動を進めています。

ミズノでは、世界人権宣言や ILO 中核的労働基準を含む労働関連の国際行動規範を尊重しています。

事業を展開する国々の労働時間、報酬、労働組合選択権および団体交渉権、労働条件、その他を含むあらゆる労働関連法規に従い、個人が尊厳と公正さと尊敬の念をもって扱われるような職場作りを目指しています。当社は、社会的責任に関する国際的なガイドランスである ISO26000 の観点を加えた「CSR 調達行動規範」を定め、当社の考えをサプライヤーにも伝えとともに、これらの原則を遵守することを要請しています。さらに、工場で働く労働者が「CSR 調達行動規範」の内容を理解できるように、主要な工場が所在する各国の言語に翻訳した「CSR 調達行動規範」を工場に掲示するよう求めています。ミズノは倫理規範の中で、人権の尊重についての項目を設け（第 10 条）、その中で強制労働・児童労働を行わないことを表明し（第 10 条 3 項）、CSR 調達行動規範の中でも人権の項目を設け、強制労働・児童労働の禁止を表明しています。（第 2 条 1 項）

ミズノでは、奴隷労働・人身売買は、強制労働・児童労働の中に含まれるリスクの 1 つであると捉え、強制労働・児童労働の禁止を表明し、CSR 調達によりこの実現を目指しています

当該事業体の事業およびサプライチェーンにおける奴隷および人身売買に関する調査（デューデリジエンス）のプロセス

ミズノの CSR 調達は、ミズノ本社はもとより海外支店・子会社やライセンス契約をしている販売代理店の調達先までを対象範囲としています。CSR 調達活動には、取引開始前のサプライヤーへの CSR 事前評価と、取引中のサプライヤーへの定期的な CSR 監査の 2 つが含まれています。

取引開始前の CSR 事前評価では、主要な新規サプライヤーを「ミズノ CSR 調達規程」に基づき人権・労働慣行・環境面から評価し、当社の取引開始基準に適合したサプライヤーからの調達を確かなものとしています※。さらに、国内外で CSR 調達説明会を開催し、ミズノの CSR 調達の考え方を説明しています。また、取引中のサプライヤーへの CSR 監査については、監査対象となる工場を独自の基準で選定し、定期的（3 年で一巡）に監査を実施しています。

世界銀行が発行する世界ガバナンス指標に基づいて独自の視点を加え、人権リスクが高いと考えられる国に工場がある場合、定期的に CSR 監査を受けることとしています。最新の世界ガバナンス指標に基づいて、毎年、この基準の見直しをしています。工場が、声と説明責任、政治的安定性と暴力の欠如、政府の有効性、規制の質、法の支配、腐敗の管理などの指標で高ランクの国にある場合、CSR 監査の対象外としています。

取引中のサプライヤーに対する CSR 監査は、「ミズノ CSR 調達規程」のもと、主なサプライヤーである約 180 以上の工場を対象として、ミズノ CSR 調達行動規範に定める内容の遵守状況について定期的（3 年で一巡）にモニタリング（CSR 監査）を実施しています。2020 年度は 22 工場（1 次工場：21、2 次工場：1）の監査を行いました。当社は、当社と直接的な関係を持つ一次サプライヤーにおける人権、労働、環境影響の把握と必要に応じた是正を第一に優先すべき重要課題として取り組みを進めています。また、当社とは直接取引がないものの、ミズノの委託先工場に部材や部品を納める二次・三次サ

プライヤーについても、著しい人権、労働、環境影響が発生するリスクの高い領域に焦点を据えた取り組みを進めています。当社は、2017 年度からリスクが高いと思われるゴルフクラブのアイアンヘッドなどのメッキ、繊維素材の染色、野球グラブやシューズ用の皮革なめしなどを行う二次・三次サプライヤーの現状把握を開始しました。

-2017 年度：二次・三次サプライヤーの実情を把握するため、日本の金属加工工場とタイの生地染色加工工場を視察しました。

-2018 年度：中国のメッキ工場、ベトナムの皮革なめし工場、シューズのアッパー（甲被材）工場、シューズのゴム底工場の CSR 監査を実施しました。

-2019 年度：ゴルフ部品工場、甲被材、底材工場の CSR 監査を実施しました（ゴルフ部品工場、底材、甲被材加工工場の 3 工場の監査結果が基準を下回りました）。

-2020 年度：2018 年度および 2019 年度に基準を下回った工場が 4 工場あったため、そのうちの 2 工場の追跡監査を実施しました（他の 2 工場とは取引終了）。追跡監査を実施した 2 工場については、是正の実施により、A ランクの評価になりました。また、2020 年度には、4 工場（ゴルフクラブの部材工場/1 工場、シューズの材料工場/3 工場）の初回監査を計画していましたが、シューズ材料工場の 3 工場とは取引を終了したため、ゴルフクラブの部材工場の 1 工場のみ監査実施となりました。

事業及びサプライチェーンのうち、奴隷及び人身売買が行われているリスクがある部分、並びに当該リスクの評価及び管理のために実施した手順

監査は二者監査の形態で実施し、当社の基準に基づいて、外部の専門機関の複数名の監査員が監査にあたります。当社の CSR 監査は、問題の発生を未然に防ぐことを目的に実施しており、監査によって問題が発見された場合は、状況を改善させるための適切な是正措置を検討した上でサプライヤーに働きかけるなど、監査後のフィードバックを重視しています。また、当社は、特に海外の委託先工場における CSR 調達状況の改善は、その分野に知見をもつ団体や同業他社と共同で取り組むことが有効であると考えており、サプライヤーの CSR 調達状況改善に向けた社外組織との協働にも積極的に取り組んでいます。CSR 監査は、現場監査、書類監査、従業員インタビューにより構成されているため、通常は複数の監査員が 1 日～数日かけて行います。遵守状況の確認には、ISO26000 をベースとしたグローバルで共通のモニタリングシートを使用します。モニタリングシートの中の各監査項目は、重要度と緊急度によって、致命的、重大、一般の 3 段階に分類されています。監査項目に適合している場合は、それぞれの段階に設定したポイントを集計することにより点数化して評価を行います。

紛争鉱物に関する取り組み

当社は、米国上場企業ではないため、報告義務と開示義務の対象外となっておりますが、2018年に紛争鉱物と定義される物質の使用状況について調査し、それらを使用している製品を特定しました。具体的には、ゴルフクラブのヘッド、ソフトテニスラケットなどの重量バランスのための重り、野球超硬スパイクの歯先にタングステンを使用していることが分かりました。当社は、該当する鉱物を使用した部品が紛争地域から調達されたものでない「紛争鉱物フリー」であることを確認しています。

適切と考えるパフォーマンス指標により測定される、事業またはサプライチェーンにおいて、奴隷及び人身売買が行われないことを確保する方法の有効性

CSR 監査員は、身分証明書やその他の文書を確認し、労働者の面接を実施することにより、児童労働または強制労働（致命的と分類される）がないかどうかを確認します。CSR 監査の中で児童労働や強制労働（奴隷労働や人身売買など）が発見された場合は、ほかの項目の評価に関わらず、監査員は直ちにミズノ本社の法務室に連絡の上、対応について指示を受けることを手続きで定めています。

当社は、「世界ガバナンス指標」をもとに監査を必要とする国と必要としない国を設定しており、日本に所在する工場は、CSR 監査の対象から外しています。しかし、日本の外国人技能実習生制度、海外での移民労働者の取り扱いが、人権面や労働条件面で問題があると NGO 等から懸念が表明されているため、例外として、外国人を雇用する工場に対しては、当社の CSR 調達担当者が直接 CSR 監査を行っています。

外国人技能実習生を雇用する監査対象工場の実態調査

日本に所在する当社の製造委託工場は 120 工場あり、そのうちの 44 工場が延べ 457 人の外国人労働者を雇用しています。外国人を雇用する工場で、当社の基準で監査対象となった工場は 25 工場あり、213 人の外国人労働者が働いています。2020 年度は、監査対象工場のうちの 8 工場の監査を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響で、1 工場のみで監査実施となりました。2020 年度に CSR 監査を実施した工場では 19 人の中国人技能実習生を雇用していました。監査では、中国人技能実習生の代表者 2 人のインタビューを実施し、問題が無いことを確認しました。

責任ある外国人労働者受入れプラットフォームへの参加

日本国内の外国人労働者は約 166 万人（そのうち技能実習の外国人労働者は約 38 万人）、外国人労働者を雇用する事業所数は約 24 万カ所と報告されており※、日本の経済・社会の重要な構成員となっています。

当社は、SDGs の目標年限である 2030 年に向けて、任意団体の「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」に参加することにより、国際水準を満たす「プラットフォーム行動原則」に賛同・実践する企業や団体と共に、雇用主や受け入れ団体が法令遵守し、責任を持って外国人労働者を安定的に受け入れるように外国人労働者の労働・生活環境の改善を推進していきます。

当該事業体のスタッフのための奴隷および人身売買に関するトレーニング

ミズノではCSR調達の方針をステークホルダーに理解してもらうために社内外で説明会やセミナーを行っています。社内向けには、全社員を対象とした社員教育を実施するとともに、各生産部には、個別の説明会を実施しています。

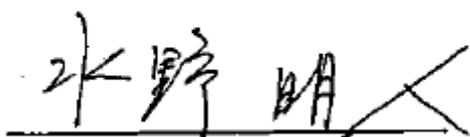
2020年度は、新入社員、新任課長、海外研修生、ライセンサー、子会社のスタッフなどへ延べ7回のセミナーを実施しました。現在、当社の委託先工場の多くが所在する東南アジアでは、現地の急速な経済成長を背景として今まで以上に環境問題や労使紛争などが起こりやすい状況になってきています。このような社会の変化が進展する状況下では、CSR監査における不適合項目の是正だけでは根本的な人権・労働・環境問題の解決にはつながりにくくなっています。

そのため、今後はCSR監査以外の活動として、工場のキャパシティ・ビルディング（能力向上）に力を注いでいく必要があると考えています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策の一貫として、多人数での会合を自粛するため、2020年度の社外向けのキャパシティ・ビルディングの開催は取りやめました。

この表明はミズノ取締役会の承認を得ています

2021年10月

ミズノ株式会社
代表取締役社長
水野明人

Handwritten signature of Akira Mizuno in black ink, written over a horizontal line.